

## 平成30年度 第11回大島町農業委員会総会議事録

平成30年度定例大島町農業委員会が、平成31年2月25日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂   | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長  |
| 6、澤田波夫  | 7、伊藤潔  | 8、春木望  | 9、向山吉昭  | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 |        |        |         |         |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- |      |       |             |        |
|------|-------|-------------|--------|
| 農業委員 | 7、伊藤潔 | 農地利用最適化推進委員 | 4、志村貞昭 |
|------|-------|-------------|--------|

## 4、出席職員は次の通り

- |      |      |
|------|------|
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 本間百展 | 主事   |

## 5、付議された案件

- 日程第1：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について  
 日程第2：農地の権利設定の許可について  
 日程第3：その他

## 6、本日の書記は次の通り

- |    |      |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長      それでは、平成30年度第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中3名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は8番委員と9番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いた

します。それでは日程第1「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、1筆で、□▲番。地目は畑で、▲㎡のうち▲㎡の利用権設定でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借受けるというものです。貸借の期間は5年。賃借料は有償で年間▲円設定となっております。利用権を設定する者(貸手)は□▲-▲。〇〇。利用権の設定を受ける者(借手)は一般社団法人東京都農業会議会長、青山侑となっております。次のページをご覧くださいますと、実際に農地を借受ける受け手の方の権利関係でございます。□▲□▲。〇〇。借受けの始期ですが、2019年4月1日で存続期間の終期は2024年3月31日です。期間は5年間の賃借となります。資料をめぐっていただきまして、今回の借入れ農地でブバルディア、パッションフルーツを栽培する計画です。また世帯員は男1名。農業従事は申請者が農業専従者。労働力につきましては、年間180~230日を予定しております。所有する農機具等はありません。次のページをご覧くださいますと利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□▲号線□から、西側へ道なりに約▲キロ進み、交差点を右折し、▲mほど進んだ進行方向右手になります。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。3番。

新保委員 22日に私と山本さんと春木さんの3名で行って参りました。その▲㎡のうち▲㎡、ハウスにしますと▲戸建っております。もう事前にパッションフルーツは▲棟植付けてあります。ブバルもやるってことになっています。メインになるものを植えないといけませんが綺麗ですので、そのまま何もしないでハウスで少しずつ栽培が可能です。私、気が付いたんですが、例えば〇さんがこの場所に中間管理機構を使って契約5年で農作業を始めようとしていますが、普通借りて任期が終わってからそれを始めようとする1年ブランクがあるんです。そこまでの対策法というものを今後大島でやっていこうって人にはちょっと役場なり我々もそうですけど、そこまで手伝ってやらないとたぶん立ち上がるのは難しいと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。2番。

小坂委員 ▲㎡、▲反歩だけでパッションフルーツをやるの。これは前から出来てるの。

新保委員 ハウス自体はある、それを借受けという形で。

小坂委員 そうするとパッションは▲棟で。あと残っているのが▲㎡、▲坪で飯食えるか。

事務局(本間) 現状は青年等就農計画認定申請書というものが出ていまして、町の新規就農の認定農業者になる計画が出ていますが、現状だと何もされていない状態になっていますので、収入はないのですが、5年後の目標として□周辺で今回の▲㎡に更に足して▲㎡ほど農地を借受けて規模拡大することによって収益が最終的には年間で約▲万円出るような目標となっています。

- 小坂委員 それもまた凄いな。取り敢えずは自分で食べていくだけの収入は持っているわけですか。
- 事務局(本間) そうですね、農業の新規就農生に出す補助金等がございまして年間▲万円程ありますので。
- 小坂委員 それが上手く貰えればいいけど。
- 事務局(本間) 認定農業者になることによって整備事業とかも使えるようになってきますので。
- 小坂委員 青年給付金っていうのは私達には無理ですよ。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。色んな意見よろしくお願いします。4番。
- 五十嵐委員 その人は初めて農業をやるんですか。
- 事務局(本間) 今、町の研修施設で2年間のブバルディアの研修をしています。
- 五十嵐委員 この間行った施設ね。はい、分かりました。
- 土屋議長 11番。
- 山本委員 ○さんが借りたハウス▲棟あるけど、地主が▲棟使うそう。この上に▲㎡くらい土地が空いているところがあるんですけど、そこを今後余裕があれば借りたいと。
- 土屋議長 要するにまだ余裕がないってことですか。
- 山本委員 それにまだ自信がない。
- 小坂委員 ○さんの地所っていうのはまだこの周りにあるわけ。
- 山本委員 ▲㎡あるし、色々作ってる。
- 春木委員 8番。その新規就農者の研修が終わって自分の畑を借りて入りますよね、大島のブバルディアは特にそうですけど露地ではまず駄目だと思うので、ハウスを建てなくてはならないですよ。生活できるためにはハウス2棟や3棟では生活できないと思うので、普通のハウスを建てる時には補助金が出るのですか、そういう制度はあるんですか。
- 事務局(本間) はい、補助金があります。今借りるところはもうハウスが建っているんで、この後また何処か空いている畑を探していただいて、そこを整備事業で整備して、○さんの目標としては▲棟建てようと思っっているみたいです。
- 春木委員 どれ位の比率で補助金が出るのですかハウス1棟、面積にもよるでしょうけど。
- 事務局(山田) 4分の3です。
- 春木委員 かなり出るんですね、そうでないとやっていけないですよ。
- 土屋議長 はい、5番。
- 中村委員 □ですから将来、農地の貸借関係を結ぶってことは土地の方は有る見通しなんでしょうね。
- 事務局(本間) 本人に確認してみないと分からないんですが、目標ということで一応あげてますので、今後また斡旋等の書類で探していただく形になるかと思うんですけど。
- 土屋議長 よろしいですか、それでは採決いたします。日程第1「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第1「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について原案のとおり承認いたします。それではもう1件「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(本間) それでは続いてまた中間管理事業の説明させていただきます。農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、2筆ございまして、□▲番▲。地目は畑で、▲㎡。の内▲㎡の利用権設定でございます。栽培計画は

農地中間管理事業での借受けになります。貸借の期間は5年。賃借料は年間▲円となっております。利用権を設定する者（貸手）は□▲番。〇〇。もう一筆は□▲番▲。地目は畑で、▲㎡。の内▲㎡の利用権設定でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借受けするというものです。貸借期間は5年。賃借料は年間▲円となっております。利用権を設定する者（貸手）は□▲番。〇〇。利用権の設定を受ける者（借手）は一般社団法人東京都農業会議会長 青山侘となっております。次のページをご覧くださいますと、実際に農地を借受けの受け手の方の権利関係でございます。□▲。〇〇。借受けの始期ですが、2019年4月1日で存続期間の終期は2024年3月31日です。期間は5年間の賃借となります。資料をおめくりいただきまして、今回の借入れ農地でブバルディア、自然薯を栽培する計画です。また世帯員は男1名。農業従事は申請者が農業専従者。労働力につきましては、年間180日を予定しております。所有する農機具等はありません。次のページをご覧くださいますと申請地となっております。申請地は、□から□方面に向かい約▲m進み交差点を左折、道なりに約▲m進み交差点を右折し約▲m進んだ交差点を左折、道なりに約▲m進み交差点を右折し約▲m進んだ場所に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

土屋議長

ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。9番。

向山委員

「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」についての補足説明をいたします。初めに□▲番▲、〇〇さんの方です。平成31年2月24日、日曜日に地元委員の小坂さん、中村さん、私3名にて申請地の現地確認、調査、見まわりをいたしました。その結果3委員とも申請どおり異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしく願いいたします。申請地の隣接地、北側は農振、東、南、西側は普通畑。申請地は農振です。申請地内は周りを椎の木、杉の木、椿の木、あすなろの大木に覆われる防風林となっており、畑内は鉄骨ハウス▲棟、25mmパイプハウス▲棟、農作業用小屋▲棟が建っております。平地で日当たりも良く、日照時間も長く最良の畑です。農業用用水も敷設済。周辺住宅や道路への土砂や排水の流出も考えられません。作付は花卉、ブバルディアを栽培するとのことです。場所は先ほど事務局の説明いたしましたとおりです。また、海岸から離れておりますので、塩害も少ないと思います。次に□▲番▲、〇〇さんの方の畑の補足説明をいたします。申請地の周り北、東、南側は農振、西側は住宅。但し申請地は普通畑です。申請地内は周りを椿の木、桜の木、杉の木に覆われる防風林となっており、畑内は段々畑となっております。地内は更地で一部明日葉、くみの若芽となっております。周辺住宅や道路への土砂や排水の流出も考えられません。作付は野菜、自然薯等を栽培するとのことです。場所は先ほど事務局の説明いたしましたとおりです。こちらも海岸から離れておりますので、塩害も少ないと思います。〇が地元で一生懸命取組んでいくとのことです。委員として出来ることは応援しております。一応これで補足説明を終わりますけど、聞きたいことがあります。□▲番▲について〇〇さん、幹旋とか口利きですね、両方の間に入って上手くいくように取り持つとか、間に立って上手くまとめること。幹旋とか口利きは財団、大島町、誰ですか中に入った人は。

- 事務局(本間) これらに関しては本人から申請がきましたので、特に町が間に入ったとかでは。本人がここを選んで、元々、○さんの確か息子さんの知り合いなので、そういうことで○さんの繋がり、更にその繋がりでした。
- 向山委員 本人ですか。現地調査の時に鉄骨ハウス、パイプハウスはかなり損傷が進んでいるんです。実際に掘ったところを見たら基礎なんか凄いですよ。外見は目視ではまあまあ使用可能に見えても、基礎部分は現在の状態が分かるように掘ってみると、今回のこのハウスは使用可能に持っていくにはかなりの補修作業の費用がかかると思います。まともなハウスに持って行って作物を植え出荷体制に持っていき、現金収入が入るまで大変な費用がかかるので、補修費用の補助、例えば新規に造るのは東京都とか国の補助で75%位の補助があると思いますよ、自腹は25%ですよ。今回の場合は作物を生産して出すまでの段取りにかなりのお金がかかるんですよ、実際見た感じ。そういうのにも補助というのは可能なのか不可能なのか、お聞きしたい。
- 事務局(本間) 先ほどの補助は新規に造るものになります。就農の給付金▲万円は、そういった修繕の費用など農業を始めるための資金としてなので、そういうので自分で修理していただくしか。
- 向山委員 そういうのでって補助みたいな形ではないんですか。
- 事務局(山田) ないです。
- 事務局(本間) その▲万円を使っただけですか。
- 向山委員 可能ではなく不可能って形ですよ、今回の件なんか。都で駄目なら産業課とか自治体、大島町は自治体の一国一城の城ですよ、ここは独立しているでしょう、東京都から。独自に町としての例えば産業課とか大島町のこういう就農者っていうのは、これからもどんどん受入れて、どんどん増やすためには少しでも本人負担がかからないように対策をとって秘策とか政策をとっていった方がいいと思います。そういう点を、そういう補助がないなら、そういうのにもっていくような形をとって本人がなるだけ若者に負担がかからないように行政で親身になって考えて長続きしてやってもらいたいと思うんですよ。それをちょっとせつかく2年間研修して長続きしてこっちに定着してやってもらいたいと思うんですよ、本当に。昨日も本人と会って色々話をしたけど、これで先ほどの収入の件で2番さんが言っていたけど、中々収入に持っていくには大変だと思う、あの若さで。何とかこういう人たちを皆で盛り上げて親身になって考えていってもらいたいと思います。以上で補足説明を終わります。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。2番。
- 小坂委員 今の9番委員と関係あるんだけど、このハウスを研修生が造った場合、一番先に水が必要なんです。昨日見てみると水道か農業用水かあそこは引いてあるのだけど、元がもう全然開かない。あれは町でメーターのところまで工事してもらえないんじゃない。
- 事務局(本間) 立ち上がっているところから動かないってことですか。
- 小坂委員 いやいや、なんか砂の中で手が届かないとこみたいで。
- 事務局(本間) 町は最初にメーターなどは出しますが、その後の保全管理は本人になります。本人の管理が悪かったので、埋まっていると思います。
- 小坂委員 立ち上げてはあるわけ、あそこは。

- 事務局(本間) 本人が埋っているとやっているんですよね。
- 小坂委員 うん。
- 事務局(本間) そうしたら立ち上げていますはずです、確認はしていませんが。
- 小坂委員 農業用水だったのかな、それも分からない。
- 向山委員 入っているけど回らないって言っていたな、錆びついている。バルブが大きいし、もう何十年って使っていないから。
- 事務局(本間) メーターの費用までは町が出しますけど、その後は本人の負担ですし、保全管理はご本人なので、研修生の方が使うようにしたいっていうのであれば自費で直していただくしかないです。
- 向山委員 いいですか。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 1つ忘れてしまったので。○さんの方は農振だから農業用水は敷設されているんですよ、ただ○さんの畑は周りは農振なんだけど、申請地自体は普通畑なので、農業用水を入れたくて、欲しいみたいな希望を出してたけどね、無理みたいだって言われたらしい。そうするとやっぱり家庭用を使うしかないよね。
- 事務局(本間) そうですね。農業振興地域に○さんの許可を得て編入申請をしてもらうしか方法はないです。○さんにそこを農用地に指定していいっていう許可をもらい編入できれば、その後に引いていただくことは可能です。
- 向山委員 分かりました。
- 土屋議長 はい、5番。
- 中村委員 借りる期間が5年契約ですけど1年くらいは恐らく無収入だと思うんですね。やっとならば収入があったところで期限が切れちゃったとか。そのへんの延長の可能性について話していますか。
- 事務局(本間) 延長に関しては、またその5年後にその方たちが中間管理と東京都農業会議の方と話をし続けて継続するかしないかということになります。貸し手の方が貸したくないってなればそれで終わります。
- 中村委員 その辺はやっと収入が出始めたところだと思うので、地主さんともよく話をし指導してあげてやっぱり継続させてあげたいね。ハウスもそれなりのハウスができるようお願いしたいなと思います。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。8番。
- 春木委員 今の関連の話なんですけど、5年で契約が切れますよね。ハウスも造ってハウス栽培を5年間やって地主がもう貸さないよってなったらハウスも撤去して元通りにして返すんですか。
- 事務局(本間) 元通りにするかしないかは契約によります。
- 春木委員 地主が元通りにしてくれて言えばハウスも撤去して。
- 事務局(本間) ただ確か事業に入る時に何年以上そこでハウスを使わないといけないって決まりなので。最後の1年間でただ建てただけで潰しちゃったら補助金が無駄になっちゃうので、取り壊すという契約の可能性があれば事業に入らないです。
- 春木委員 ハウスを建てて農業をやって5年間じゃ短いんですよね。5年間で地主ともめっちゃどうしようもないですもんね。

- 事務局(山田) 今、我々は新規就農生側の立場で皆さん考えていますけど、地主さん側の立場で考えれば、その子が良い人だったらいいですけど、素行不良がある人だった場合、問題があれば5年で切れます。
- 春木委員 それもあるんだ。
- 事務局(山田) そちらの立場もやはり考えなくてはいけないので、よっぽど変な子ではないので、通常であればお話を固めてきてここにいるので、地主さん然り借りて貸してスムーズに5年継続はしていくと思います。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 今、係長が言ったように□っていうのはそういう問題を含んでいたんだよ、今まで。借りた人間が補助金でハウスを造って、借地でも金を納めないで何十年ってゴタゴタして最後には放り出してしまった。ハウスは造る、冷蔵庫は入れる、暖房機は入れる。農協も酷い目に遭ったかもしれないけど地主も酷い目に遭ってる。
- 土屋議長 はい、11番。
- 山本委員 借地料はここに出ているような安いお金じゃなく、もっと高かったんですか。
- 小坂委員 確か、▲万円位だったかな今より安いよ、全部で▲万円位。
- 山本委員 それで払えないんですか。
- 小坂委員 だから中々ね、口で言うほど稼ぎにはならないんだよ。農業っていうのは稼げるようで、上手く稼げている人もいるけど、稼げない人は稼げないでいるんだよ。体の具合もあるだろうけど。
- 土屋議長 他にはございませんでしょうか。よろしいですか、それでは採決いたします。日程第1「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第1「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について原案のとおり承認いたします。続きまして日程第2、「農地の権利設定の許可」について議案第11号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。
- 事務局(本間) それでは説明します。14Pをご覧ください。申請人及び借受人は□▲番▲、○○、▲歳。貸渡人は□▲番、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲m<sup>2</sup>。申請事由ですが、申請人である○○は、貸渡人である○○より申請地を無償にて10年間借り受け、切花や路地野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名、臨時雇用者2名です。労力状況につきましては、労働力男1名、トラクター1台、管理機2台です。10Pをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□より西側へ道なりに▲キロほど進み□を抜け▲mほど進んだ右折し道なりに▲mほど進んだ進行方向右側です。11Pをご覧くださいますと申請地の公図となります。以上です。
- 土屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。3番。
- 新保委員 ○さんと同じように3名で行って参りました。土地自体は父親の畑を借受ける。元々父親が使っていた平坦な土地を綺麗に使っております。そのまま借受ける形になりますが伐採

するものもなく、畑を覆うようなものもなく、更地のような形で作物の作付も可能になっております。ということで皆さんには承認いただきたいと思っています。前に近代化資金の関係で一度契約されているので、問題ないと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。2番。

小坂委員 今、3番委員から説明があったけど、説明の中で近代化資金の話が出ましたけど、もう少し詳しく聞かせてください。

土屋議長 はい、11番。

山本委員 親子で貸し借りになっていますけど、近代化を使って倉庫を建てるために一度、賃借の契約をして今度はまた新たに期限が切れるから2度目の契約をするということです。

小坂委員 2度目っていうのは最初借りた時には近代化っていうのは倉庫でしょ。冷蔵庫なんかが入っている。それを借りた時にこの地所を借りて。

山本委員 そうですね、全体を借りたんじゃないかな。

中村委員 倉庫の地所じゃなくて全体をですか。

山本委員 はい、全体を。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 それは親父さんの名前で借りているんですね。

山本委員 いや、○さんだと思う。

土屋議長 はい、事務局(本間)。

事務局(本間) ○○さんの話によりますと、10年前に一度どういう理由かは何わなかったのですが、今の話を聞く限りでは、前は多分近代化の関係で借受けていたと思うんですけど、その契約の期間が今月切れてしまうので、改めてもう一度10年間借受けたいということで今回申請が出ています。そのまま継続というような契約内容になっていなかったことと、親子間しっかりと借受けをしておきたいということで。

小坂委員 10年間の契約が切れたってことですか。それで今回新たに申し込むってことだね。

事務局(本間) もう一度同じところを10年間です。

小坂委員 10年間ってここに書いた方がいいよね、期間書いてないですもんね。他のは皆5年間ってなっているのに、これには10年間って載っていない。

事務局(本間) 以後、載せるようにします。

小坂委員 農地法は書かなくていいのか、ちょっと分からないけど。日程第2、これは農地法だよね。

事務局(本間) はい、3条です。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 その他ですね。

土屋議長 その他ではないです。まだ日程第2です。ご意見ございませんでしょうか、よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)



全員賛成ですので、日程第2、「農地の権利設定の許可」について議案第11号は、原案のとおり許可といたします。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より何かありますか。

事務局(本間) 事務局からはありません。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 農業経営基盤強化促進法ですね、これは確か農地法第3条の許可、東京都か農業委員会の必要はないですよね、許可とかはね。

事務局(本間) 3条は東京都の許可は必要ないです。

向山委員 東京都と農業委員会の許可も必要はないんでしょう。

事務局(本間) 農業委員会の方で一応承認をしていただかないといけません。現地確認しに行ってもらって。

向山委員 やっぱり、先ほどの賛成か反対かっていうのは必要なわけだ。

事務局(本間) 一応町が主体となって事業を進めるんですけど、農業委員会は町の機関なので、町の判断として農業委員会が代わりに判断をしています。

向山委員 農業委員会の判断は必要ってことですか。

事務局(本間) 町の意見として。

向山委員 これを見ると農地の対処の売買には1番として農地法第3条の許可(東京都・農業委員会)って書いてあるんですよ。その他に農地を貸しても期限がくれば必ず返還される。2番目として農業経営基盤強化促進法がありますって書いてあるんですよね。2番目の方にも農業委員会の承認っていうのが必要になってきちゃうの。

事務局(本間) 経営基盤強化促進法が中間管理と他にもありまして、経営基盤強化促進法の中の中間管理事業になっていて、利用権設定とかも他にあるので。

向山委員 やっぱり先ほど私も補足説明しまして、皆様にご覧いただきありがとうございますってお願いしてそれでいいわけだよね。駄目なら駄目、良いなら良いって意見も出かねないってことですね、分かりました、その件はそれで。もう1ついいですか。2月に出した委員会だよりですね、貰った時はすぐに見えなくて、確か先月の時に8番委員さんが写真にパッションって書いてあったのに本当はアボガドなだけってありましたよね、そういう質問が。これを見ると先ほどの人達も『一所懸命取り組んでいくので、応援のほどよろしくお願い致します。』とあるんです。こういうのを出す前に校正っていうのはやらないんですか、事務局とか印刷所とか。

事務局(本間) これは一応農政部会の方で確認してもらっています。

向山委員 この場合、一所懸命の所の字が違うんです。

五十嵐委員 そうだね。はい、分かりました。今後はちゃんと気を付けて。

向山委員 訂正。こういうのは出す前に、やっぱり大島中に行き渡るから。アボカドの件は前回の議会の時に質問があったけど。字の件は出す前に構成はしないと駄目ですよ、大変だけど。

五十嵐委員 読んだんだけど気が付かなかった。

向山委員 以上。

土屋議長 その他何かございますか。11番。

山本委員 農地の斡旋をするのに例えば今回申請書を斡旋する時に見せては駄目ですか。

- 事務局(本間) 個人情報が出ますので、それは伏せていただくしか。参考に金額だけ口頭で伝えていただく。さすがに名前とか地番が分からなければ。例えば面積と料金くらいだったら、大体1000㎡1万円で貸してるとか、それくらいを口頭で伝える分には。
- 山本委員 金額がある程度分からないと斡旋のしようがない。
- 事務局(本間) 金額も本人同士、後は東京都か農業会議の方とかで大体東京都の平均がありますので、それを参考にさせていただくしかないです。
- 山本委員 それを書いたものが我々も手に入れば。
- 事務局(本間) 分かりました、いただけるか聞いてみます。
- 土屋議長 よろしいですか、他には。4番。
- 五十嵐委員 9番さんですけど、一所懸命、この場合は一所懸命でいいそうです。一生懸命の生と一所懸命は違うらしいんです。この場合の一所懸命はいいって話を聞いています。
- 向山委員 普通の一生懸命は生が出てるよ。
- 五十嵐委員 そうではなくて、この場合はこの一所でいい。一ヶ所その所で一所懸命頑張る。
- 向山委員 そういう意味の、一ヶ所で一所懸命やるって意味の一所。そっちの意味で捉えればいいんだけど、捉え方がね。
- 五十嵐委員 難しい。だからそのつもりで本人が書いたんじゃないですか。
- 向山委員 そのつもりで書いたんならいいです。ただ普通の一生懸命は生だから、分かりました。
- 五十嵐委員 他は分からなかった、すみません。
- 土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第11回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員